



発行 税理士法人 **中央総研**  
 桑名市大福 406-1  
 TEL0594-23-2448  
 FAX0594-23-3303  
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com  
 URL:http://mie-cri.com

今月の担当  
 社員税理士 中保 竜也  
 部長 久松 玲子

**「賃上げ」「物価高」「円安」  
 「米国利上げ」「銀行破綻」**

**【はじめに】**

WBC2023、栗山監督率いる「侍 JAPAN」の活躍に日本中が沸きました。

大谷翔平、L.スートバー、佐々木朗希、ダルビッシュ有、岡本和真、村上宗隆（敬称略）などなどで、国内戦 4 連勝して、チャーター機でフロリダ州マイアミ市に乗り込みました。

準決勝のメキシコ戦は 9 回裏で逆転勝ちをして、決勝に進みました。

決勝は、米国戦で、劇的な勝利を得ました。

**【賃上げの波】**

賃上げの波が押し寄せています。

経営者にとって頭の痛いところですが、**避けて通れない問題**です。

我々としては、**1~3%の賃上げで対応**したいところです。

賃上げについては、物価上昇率以上の UP が欲しいところです。

**企業はそのための生産性の向上**を図らなければなりません。

物価の動きが不安定になる大きな要因	
大きな要因	需要の鈍さにある
需給ギャップ	経済の潜在的な供給力と需要の差を表す 2022年10~12月期 ▼2.0% 年換算の金額で <b>11兆円の需要が足りない</b> この需要不足は、コロナ禍前の2019年10~12月期から13四半期連続である
	<b>家計の購買力の底上げが必要</b> ①賃上げの持続、②そのための生産性の向上に、官民が力を注ぐ必要がある。
需要の回復	

**【円安と米国利上げ】**

物価高はウクライナ危機による資源高や円安で加速してきました。

円安は、**米国の利上げ**によるところが大きいです。米国はインフレ対応のため、利上げを継続しています。

また、米国は利上げを行うということは、米国経済の成長力が、日本経済と比べて相対的に強いということになります。ドルの価値が上がるので、ドル円相場は円安・ドル高（円売り・ドル買い）に振れます。

米FRBは、過去1年間で計4.75%の急な利上げに動き、金融システムにきしみが生じています。

預金の流出と債券の運用損失拡大で、米SVB（シリコンバレーバンク）が3月10日に破綻しその2日後に、シグネチャー銀行が破綻しました。

FRBによる急速な利上げにより債券価額が大きく下落したことによります。利上げと債券価額はシーソーの関係で、利上げすれば債券は下がります。

債券価額が下落したため米国銀行は大きな含み損（2022年末で80兆円）を抱えました。スイスにも飛び火し、金融大手UBSが、クレディ・スイスを買収するという金融危機が生じています。

《代表社員 笹谷 俊道》

賃上げの波（2022年）			
7月	岸田文雄首相	3%以上の賃上げを実現して欲しい	経団連の会合
11月	経団連十倉会長	物価をにらんだ賃上げが大事だ	11月の記者会見
12月	連合	5%程度の賃上げを要求	28年ぶりの高水準

**【賃上げと物価高】**

賃上げと物価高は、我々がこれから乗り越えていかなければならない最大の課題です。

そもそも、物価高はなぜ加速しているのか？

物価高の加速要因	
① 資源高	ウクライナ危機による
② 円安	米国の利上げによる

全国の物価上昇率（生鮮食品を除く総合）	
2023年1月	4.2%
2月	3.1%

2月は、政府の**光熱費抑制策**が効いたと思われる。2月の物価上昇率が、1月から1.1ポイント縮んでいます。

資源高による光熱費などの高騰が、インフレ圧力となっています。このインフレ圧力を光熱費抑制策で抑える**いびつな状況**となっています。

下の記号はある法則に従って正しく並んでいます。「？」に入る記号は何でしょう？

○ ◎ ○ ◎ ○ ○ ? □ □ □ ヒント：日本人ならほとんどの人が持っています。

## 新しいNISA 制度

2024年1月から新NISA制度がスタートする予定です。

岸田政権が掲げる「資産所得倍増」に向けて、2022年12月に発表された令和5年度税制改正大綱でNISA制度を抜本的拡充・恒久化することが示されました。

### 【現行制度概要】

通常、株式や投資信託などの金融商品に投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。

NISAは、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる、つまり、税金がかからなくなる制度です。

### 【どう変わる？】

今後、NISA制度は以下のように変わります。

1. 年間投資上限額を拡充
2. 生涯の非課税限度額を拡充
3. 非課税保有期間を無期限化
4. 積立枠と成長枠の併用可

	現行	新制度
年間投資枠	(積立)40万円 (一般)120万円	(積立)120万円 (成長)240万円
非課税限度額	(積立)800万円 (一般)600万円	1,800万円 ※うち成長1,200万円
非課税期間	(積立)20年 (一般)5年	無期限
併用可否	併用不可	併用可

### 【2023年12月までの投資は？】

現行制度において投資した金額は、新制度の非課税限度額には含まれず、現行の取り扱いが継続されます。

### 【興味のある方は準備を！】

現行制度のNISA口座は、自動的に新制度のNISA口座に切り替わるなど手続きが煩雑にならないように手当されるため、新制度スタート前に口座を開設するなど、興味のある方は早めに準備を進められるとよいかもしれません。

<中保>

## 割増賃金の引上げ

2023年4月より、中小企業における残業時間の上限規制が適用され、3年が経過。働き方改革の取り組みの一環として、割増賃金率の引き上げが、2023年4月より中小企業にも適用されます。

改正後の割増賃金率を確認してみましょう。

### 1. 割増賃金率とは

労働時間の上限は、原則として、1週間40時間1日8時間と決まっています。(労働基準法第32条)これを超える労働を法定時間外労働、残業ということになります。会社は、労働者に法定時間外労働の他、深夜労働、休日労働をさせた場合は、割り増した賃金を支払わなければなりません。

2010年4月から大企業では、「月60時間以上の時間外労働について、割増率50%以上の割増賃金の支払義務」が適用されています。今まで、中小企業は猶予期間がもうけられていましたが、2023年4月からは猶予期間が終了し、中小企業にも適用されることとなります。

なお、1ヶ月の起算日は、原則、賃金計算期間の初日を基準に考えます。

2023年4月1日を含む1ヶ月については、2023年4月1日から時間外労働時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外労働について、50%以上の率で割増賃金を計算します。

### 2. 代替休暇制度

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

代替休暇制度導入に当たっては、過半数労働組合、それが無い場合は過半数代表者との間で労使協定を結ぶことが必要です。

労使協定で定める事項

- ① 代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ② 代替休暇の単位
- ③ 代替休暇を与えることができる期間
- ④ 代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日の4つがあります。

2023年4月の法改正に備え、就業規則・給与規程の改訂等整備の対応が必要です。

<久松>

答え：□ 一円玉から一万円札までのお金の形を図形にして並んでいます。○は硬貨、◎は穴あき硬貨、□はお札でした！「？」の部分は千円札が当てはまるので答えは□でした。